

告示

埼玉県告示第千百十三号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により指定した個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体から、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の四第一項の規定に基づく届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

届出の内容

法人又は団体の名称	変更事項	変更前	変更後
学校法人日本工業大学	主たる事務所の所在地	東京都目黒区駒場一丁目四十番十四号	東京都千代田区神田神保町二丁目五番地
学校法人藤天使学園	法人の名称	学校法人藤学園	学校法人藤天使学園